



厚生労働省福島労働局 発表

平成 27 年 10 月 9 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 仁

主任監察監督官 塩原 哲朗

電話 024 (536) 4602

除染事業者に対する監督指導結果について

福島労働局（局長 引地 睦夫）管下の労働基準監督署においては、除染業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、除染事業者に対し、重点的な監督指導を実施しています。

今般、平成 27 年 1 月から 6 月までの間に実施した監督指導の結果を取りまとめたので公表します。

監督指導結果の概要（平成27年1月～6月実施分）

○監督実施事業者数 **342事業者**

うち労働基準関係法令違反があった事業者

233事業者（違反率68.1%）

○違反件数 **364件**

労働条件関係 **134件**

（割増賃金の支払、労働時間、労働条件の明示など）

安全衛生関係 **230件**

（事前調査、線量の測定、保護具の使用など）

※発注機関別の状況

・除染特別地域（国発注）

監督実施事業者 **184** うち違反のあった事業者 **109（違反率59.2%）**

・汚染状況重点調査地域（市町村発注）

監督実施事業者 **158** うち違反のあった事業者 **124（違反率78.4%）**

福島労働局では、引き続き、除染事業者に対し、重点的に監督指導を実施するほか、除染作業の元方事業者に対して、自主的な法令遵守の向上を要請するなど、関係法令の遵守徹底を図り、除染作業に従事する労働者の安全と健康、法定労働条件が確保されるよう取り組んでいきます。

1 監督指導結果（平成27年1月～6月実施分）

除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、福島労働局管下の労働基準監督署が平成27年1月から6月末までの間に実施した監督指導の実施事業者数は342事業者でした。

このうち、何らかの労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法）違反が認められたのは233事業者（違反率68.1%）でした。これらの違反が認められた事業者に対しては、是正に向けた指導を行い、おつて是正されています。

また、違反件数は364件で、そのうち労働条件関係の違反は、割増賃金の支払（労働基準法第37条）が最も多く、労働条件通知書の交付、賃金台帳の作成（同第108条）、労働者名簿の調整（同第107条）など 134件(図1)、安全衛生関係の違反は、①事前調査（除染電離則第7条）、②保護具の使用（同則第16条）、③線量の測定（同則第5条）など 230件（うち除染電離則に係るもの132件）（図2）でした（詳細は資料2、関連法条文は資料3を参照。）。

図1 労働条件関係違反別件数（平成27年1月～6月）

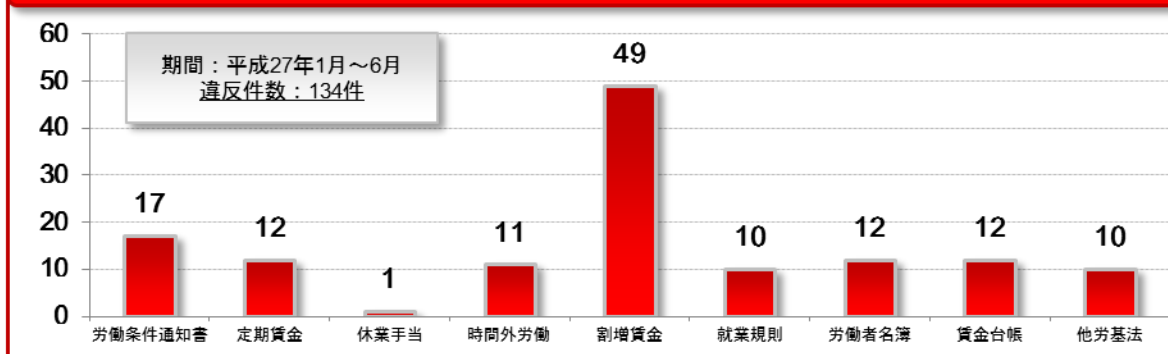
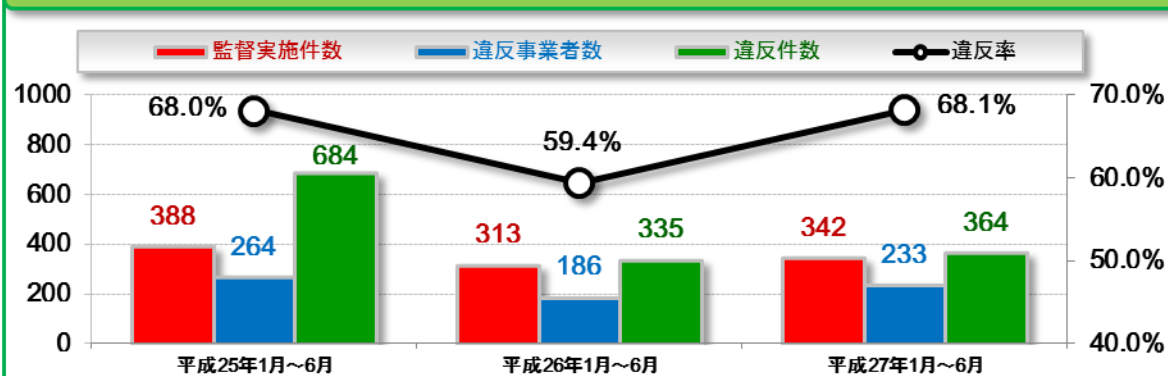


図2 安全衛生関係違反別件数（平成27年1月～6月）



図3 監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移（過去3年比較）



主な違反事例（平成 27 年 1～6 月）

<労働条件関係>

- 労働者を雇い入れる際、労働条件を記した書面（労働条件通知書）に、「契約期間」や「契約更新」の条件などを記載していなかった。（労働基準法第 15 条）
- ①食費や寮費などについて、労使協定を締結せずに賃金から天引きされていた。
②除染等業務に従事するために必要な特別教育の受講に要した時間や電離健康診断の受診に要した時間を労働時間とみなさず、その時間分の賃金を支払っていなかった。（同法第 24 条）
- ①週 40 時間を超える時間外労働に対し、2 割 5 分以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
②割増賃金単価の算定について、特殊勤務手当などの諸手当を含まず、基本給のみで単価を計算していた。（同第 37 条）
- 賃金台帳に法定記載項目である「労働日数」や「労働時間数」を記載していなかった。（同第 108 条）

<安全衛生関係>

- ①作業員の代表者に線量計を装着させて作業員全体の外部被ばく線量を測定していたが、代表者が現場を離れてしまったため正確な被ばく線量が測定されていなかった。
②線量計の着用場所が不適切であった。（胸部に装着すべきところ、ズボンのポケットに入れていた。）（除染電離則第 5 条）
- 作業場所の汚染土壌等の放射性物質濃度を、法令で定める方法により、事前に測定していなかった。（同第 7 条）
- 作業場所から退出する際に、装備品、持出物品に対する汚染検査を実施していなかった。（同第 14 条、第 15 条）
- 放射性物質が付着した汚染土壌を取扱う作業現場において、防じんマスクではなく、サージカルマスクを使用していた。（同第 16 条）
- 荷を吊る能力を有しない重機（ドラグショベルや解体用つかみ機など）を用いて、フレコンバックなどの荷を吊らせていた。（労働安全衛生規則第 164 条）。

2 その他の取組

(1) 福島環境再生事務所との連携

平成24年11月以降、特殊勤務手当（除染手当）の不払などを把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っており、これまでに21件の情報を提供しています。（平成27年1月～6月の間に情報提供事案はありませんでした。）

(2) 除染作業に係る労働相談窓口について

福島労働局および県内の労働基準監督署においては、除染作業に従事する労働者からの賃金の支払、解雇等の労働条件などに関する相談を受け付けています。

表 1 監督指導実施状況

項 目	期 間	25年	26年	27年
		1月～6月	1月～6月	1月～6月
監督実施事業者数		388	313	342
違反事業者数		264	186	233
違反率 (%)		68.0%	59.4%	68.1%
違反件数		684	335	364
	うち労働条件関係	473	160	134
	うち安全衛生関係	211	175	230

表 2 主な違反内容

(1) 労働基準法違反

条文	項 目	期 間	25年	26年	27年
			1月～6月	1月～6月	1月～6月
第15条	労働条件の明示		82	20	17
第24条	定期賃金の支払 ※		67	18	12
	・ 労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの		36	9	6
	・ 内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		6	1	0
	・ 特別教育受講に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		16	0	5
	・ 特殊健康診断に要した時間に対する賃金を支払っていないもの		0	7	3
第26条	休業手当の支払		0	2	1
第32条	労働時間		53	17	11
第37条	割増賃金の支払		108	59	49
第107条	労働者名簿の作成		52	9	12
第108条	賃金台帳の作成		90	18	12

※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるため、「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

(2) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (除染電離則)	期 間 項 目	25年	26年	27年
			1月～6月	1月～6月	1月～6月
第22条	第5条	線量の測定	13	25	34
	第7条	事前調査	20	35	39
	第9条	作業の指揮者	6	0	0
	第14条	退出者の汚染検査	14	7	17
	第15条	持ち出し品の汚染検査	2	3	15
	第16条	保護具の使用	7	11	19
第59条	第19条	特別教育の実施	16	0	1
第66条	第20条	特殊健康診断の実施	8	3	0

表 3 平成27年1月～6月 発注機関別監督指導実施状況（除染業務に限定したもの）

項 目		国発注除染	市町村発注除染
監督実施事業者数		184	158
違反事業者数		110	124
違反率（％）		59.8％	78.5％
違反件数		133	231
	うち労働条件関係	54	80
	うち安全衛生関係	79	151

関連法条文一覧

労働基準法（抄）

（労働条件の明示）

第十五条

- 1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
- 2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
- 3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

（賃金の支払）

第二十四条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（休業手当）

第二十六条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

（労働時間）

第三十二条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(法定労働時間)

第三十六条

- 1 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条

- 1 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

(就業規則)

第八十九条

常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

(労働者名簿)

第七百七条

- 1 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

(賃金台帳)

第七百八条

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

（安全衛生教育）

第五十九条

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

（健康診断）

第六十六条

- 1 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- 3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

除染電離則（抄）

（線量の測定）

第五条

- 1 事業者は、除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。）が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物（これらに含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。次号において「高濃度汚染土壌等」という。）を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）及び妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。
 - 二 次のイ又はロに掲げる作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。
 - イ 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行われるもの
 - ロ 高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの
- 3 事業者は、前項第二号の規定に基づき除染等業務従事者に行った検査の結果が内部被ばくについて厚生労働大臣が定める基準を超えた場合においては、当該除染等業務従事者について、同項第一号で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。
- 4 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。
- 5 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、その他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。）における除染等作業により受ける第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができる。
- 7 第二項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるものとする。
- 8 除染等業務従事者は、除染特別地域等内における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(事前調査等)

第七条

- 1 事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業（以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 一 除染等作業の場所の状況
 - 二 除染等作業の場所の平均空間線量率
 - 三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値
- 2 事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。
- 4 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(作業の指揮者)

第九条

事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- 一 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。
- 二 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
- 四 除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(退出者の汚染検査)

第十四条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等作業を行わせた除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下この条において「装具」という。）の汚染の状態を検査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の検査により除染等業務従事者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において次の各号に掲げる措置を講じなければ、当該除染等業務従事者を同項の作業場から退出させてはならない。
- 一 身体が汚染されているときは、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をさせること。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

- 3 除染等業務従事者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

第十五条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。
- 2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

(保護具)

第十六条

- 1 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて厚生労働大臣が定める区分に従って、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該除染等作業に従事する除染等業務従事者に使用させなければならない。
- 2 除染等業務従事者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条

- 1 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。
- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
 - 二 除染等作業の方法に関する知識
 - 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）
 - 四 関係法令
 - 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）
- 2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(健康診断)

第二十条

- 1 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
 - 二 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 四 白内障に関する眼の検査
 - 五 皮膚の検査
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

労働安全衛生規則（抄）

(主たる用途以外の使用の制限)

第百六十四条

- 1 事業者は、車両系建設機械を、パワーショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

労働相談窓口

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	福島県
福島労働基準監督署	〒960-8021 福島市霞町1-46（1階） 福島合同庁舎1 F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、 伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山労働基準監督署	〒963-8025 郡山市桑野2-1 -18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、 田村郡、安達郡
いわき労働基準監督署	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署	〒965-0803 会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、 河沼郡
白河労働基準監督署	〒961-0074 白河市郭内1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川労働基準監督署	〒962-0834 須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方労働基準監督署	〒966-0896 喜多方市諏訪91	0241 -22-4211	喜多方市、 耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬労働基準監督署	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、 相馬郡新地町
富岡労働基準監督署	(仮事務所) 〒970-8026 いわき市平字田町120ヲトビル8F	0246-35-0050	双葉郡